

2021年3月15日

監査等委員である取締役宛「事前質問状」の回答（1/2）

当監査等委員会は、2021年3月2日付株主提案株主からの監査等委員である取締役宛「事前質問状」につきまして、2021年3月19日（金）の午後5時までに回答をとのことでしたので、本日、以下のとおり回答いたします。なお、二つに分割して回答いたしますが、本書は前半部分となります。

第1 株主への開示に関して

【質問事項1】

谷社長は、ラジオ NIKKEI「アサザイ」（2020年7月15日放送分、以下「アサザイ」）において、コロナウィルスの影響が軽微である旨の発言をしていながら、そのわずか1か月後に下方修正をし、かつ、中期経営計画まで下方修正をしました。

監査等委員会の各委員の方々は、谷社長のアサザイをお聞きになっていたと思いますが、放送内容について、監査等委員会の各委員の方々は、事前または事後に、監査等委員会や取締役会において、議論や意見をされたのでしょうか。

したのであれば、その日付と内容を、監査等委員会の議事録や取締役会の議事録に基づいて回答してください。

していないのであれば、していない旨の回答をしてください。

（回答1）

ラジオ NIKKEI「アサザイ」での放送内容、谷代表取締役社長の発言内容そのものについては主としてIRに関わる業務執行であり、過度に業務執行に介入すべきではない立場である監査等委員会として、事前に議論はしておりません。ただし、当社IR体制については当該放送の以前から継続して監査等委員会での議論、意見交換をしており、2020年5月15日の監査等委員会でも内部監査報告を踏まえて、社内リソースが限られる中で、IRの適時適切な対応に課題が見受けられ、社内リソースの育成または新規リソースの採用の必要性、社内体制の整備などについて議論をしておりました。「アサザイ」での放送内容に関する株主の皆様からのご不満も、事後においては取締役会、経営戦略拡大会議及び監査等委員会で議論をしておりますが、今後のIR体制や体制移行の問題として注視していくとの結論であり、「アサザイ」での放送内容そのものについて、議事録にまでは記載しておりません。

【質問事項 2-1・2】

テゴプラザンの日本開発について、2020年8月14日の補足資料で「この秋を目処に」との資料を出しておりますが、2021年2月22日開示の当社の説明会のスクリプト48pを読むと、日本での開発は全く進展していなかったと考えます。

監査等委員会の各委員の方々は、2020年8月14日の補足資料の開示を了承した際、テゴプラザンの日本開発の進捗状況をどのように理解していたのか、ご説明ください【質問事項 2-1】。

また、2020年8月14日の補足資料の開示内容と乖離が生じていることについての修正の報告・適時開示の可否について、監査等委員会や取締役会において、議論や意見をしたのでしょうか。

したのであれば、その日付と内容を、監査等委員会の議事録や取締役会の議事録に基づいて回答してください。

していないのであれば、していない旨の回答をしてください【質問事項 2-2】。

(回答 2-1)

テゴプラザンの日本での開発がまったく進展していなかったとは認識しておりません。

2020年7月以降、HKイノエン社との交渉が再開し、2020年8月4日の経営戦略委員会において、HKイノエン社との交渉状況が報告され、2020年8月14日の補足資料の開示前に開催された2020年8月11日の経営戦略委員会において、テゴプラザンの治験薬製造開発を見据えたGMP品質保証責任者の交代と、品質マネジメント規定改訂が承認され、2020年8月18日の経営戦略委員会において、本件の総括と展望が示されておりましたので、テゴプラザンの日本での開発は進展中と認識しておりました。

(回答 2-2)

2020年9月11日の取締役会において、谷代表取締役社長が交渉中であるとの報告があり、テゴプラザン国内開発の年内契約締結を目指して交渉していると認識しておりました。

その後、2020年11月12日の経営戦略拡大会議において、交渉が難航していると認識するに至りましたが、新型コロナウイルス拡大による、フェイストゥフェイスによる交渉が出来ないことが大きく影響しているものと理解し、同時に経営陣は複数の選択肢による国内開発を検討し、引き続き進捗はしていると認識しておりました。

2020年12月10日の経営戦略拡大会議及び翌11日の取締役会において、継続して協議・検討中であるものの、年内で目途をつけることが不透明な状況であると認識いたしました。

交渉中の事項に関わる開示には慎重とならざるを得ないことから、上記のような状況が直ちに適時開示の対象になるものではないと理解しており、本件に関する修正の報告・適時開示の可否については、監査等委員会での議論等はしておりません。当社IR体制について、監査等委員会で継続して議論をしてきたことは回答1で記載した通りです。

**【質問事項 3】**

2020年12月28日の権利確定日の市場が終了した後に再下方修正をしておりますが、適時開示のタイミングが適切かどうか、監査等委員会や取締役会において、議論や意見をされたのでしょうか。

したのであれば、その日付と内容を、監査等委員会の議事録や取締役会の議事録に基づいて回答してください。

していないのであれば、していない旨の回答をしてください。

(回答 3)

2020年12月11日の取締役会において、再下方修正の可能性のあるものの、年内に旭化成ファーマからの一時金受領に関する契約の締結を目指すという報告がありました。しかし、結果として、年内の成約には至らず、2020年12月28日における再下方修正の適時開示となったと認識しております。

なお、再下方修正発表日の2020年12月28日の臨時監査等委員会において、「適時開示のタイミングが適切であったか」という点につき、上記のような交渉経緯だけでなく、株主の皆様の立場を踏まえて、より早期の開示がなしえなかったかとの議論をして、今後の業務執行に対する厳しい認識として経営陣に伝えております。

【質問事項 4】

2021年2月12日付「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」の「3 補欠の監査等委員である取締役1名解任の件、及び補欠の監査等委員である取締役1名選任の件」の「(4)反対の理由」において、現在の補欠の監査等委員である取締役(1名)が、2021年3月に開催予定の定時株主総会の開始の時をもって辞退する旨の意思を表明している旨、発表しておりますが、同日までに辞退の理由を含めて役員人事の適時開示を行われなかった理由について、ご回答ください。

(回答 4)

補欠の監査等委員については、監査等委員に欠員が生じて就任した場合にはじめて監査等委員としての取締役になるのであり、取締役就任していない候補者の地位の辞退は、適時開示の対象外であると理解しております。

第2 役員報酬について

【質問事項5-1・2】

監査等委員でない取締役は、当社役員報酬以外に給与等の収入（当社子会社の役員報酬や給与収入も含まれます）を得ているのかどうか、ご回答ください【質問事項5-1】。

第12期の有価証券報告書50pによりますと、取締役3名の報酬合計は、約1500万円となっております。1人500万円はあまりに少なすぎますし、谷社長の報酬が1000万円とすると、残りの取締役で1名平均250万円は非現実的ですので、使用人（執行役員）としての報酬があるのではないかと推察しております。

上記報酬を得ている場合には、監査等委員でない取締役が、当社役員報酬以外に得ている給与等の収入（当社子会社の役員報酬や給与収入も含まれます）について、直近5年分を全て開示してください（なお、個別開示が出来ないという場合には、年間の総額開示でも構いません）【質問事項5-2】。

（回答5-1）

谷代表取締役社長以外の業務執行取締役は、使用人（執行役員）としての給与収入を得ています。子会社からの役員報酬や給与収入はございません。

（回答5-2）

企業内容等の開示に関する内閣府令は、『使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがあれば、その総額、対象となる役員の員数及びその内容』を開示することを求めており、役員の報酬等として開示された内容だけでは会社の取締役に対する職務執行の対価として交付されている財産上の利益の額が適切に判断できないような場合には、使用人給与分に重要性があると考えられています。しかしながら、当社の使用人兼務役員の使用人分給与は、確立した従業員給与体系を基に適切に設定されたものであり、『役員の報酬等として開示された内容だけでは会社の取締役に対する職務執行の対価として交付されている財産上の利益の額が適切に判断できないような場合』には該当しないものと判断していますので、開示は控えさせていただきます。



【質問事項 6-1・2】

質問事項 5 について、監査等委員でない取締役が、当社役員報酬以外に給与等の収入（当社子会社の役員報酬や給与収入も含まれます）を得ているとの回答であった場合にのみ、以下の質問に回答してください。

監査等委員会の各委員の方々は、監査等委員でない取締役の報酬について、株主に対する開示は適切になされていたと考えていますか（なお、会社法および金融商品取引法の実務では、金額が重要であれば使用人部分の総額は重要事項として開示されることが法解釈として一般的です（取締役報酬より多額の使用人報酬があれば「重要」でしょう。）。使用人部分として開示しない場合は、関連当事者取引として開示されることになると思われます。）【質問事項 6-1】。

過去 3 期連続で期初に計画された業績計画を達成できず、下方修正をしており、かつ、上場廃止基準をクリアしていませんが、監査等委員会において意見申述権を行使した形跡は全くございません。それでも、監査等委員会の各委員の方々は、報酬は適切であったと考えていますか【質問事項 6-2】。

（回答 6-1）

回答 5-2 で記載したとおり、『役員の報酬等として開示された内容だけでは会社の取締役に對する職務執行の対価として交付されている財産上の利益の額が適切に判断できないような場合』には該当しないものと判断しているため、開示については適切になされていると考えております。

なお、監査等委員でない取締役に對する使用人分給与を含めた報酬総額は、2016 年 3 月 30 日付定時株主総会決議で定められた役員報酬限度額内であります。

（回答 6-2）

報酬に関しましては、上記回答のとおり、適切な範囲内と判断しており株主総会における意見陳述権の行使の必要はなかったものと考えております。



第3 アンケートの実施・各種調査について

【質問事項7】

令和3年2月19日付意見書にも記載しましたように、株主提案に関する「アンケート」について、監査等委員会が、社員の皆様に質問を記載したメールを送信し（しかも添付資料も添えております）、社員の方がメールで回答する方法で実施しております。

メール送信した「質問内容」及び「添付資料」を、開示してください。

（回答7）

社内においてメール送信した「質問内容」及び「添付資料」は全従業員に向けた社内文書であり、開示することはできません。

そもそも、内部調査あるいは内部監査の方法、質問項目、一次回答の分析等は、監査部門と被監査部門との緊張関係の中で深度と実効性を過去の経験を踏まえ追加調査または追加監査の必要性を含めて検討されるものです。そのほんの一部を切り取り、あたかも全容の妥当性を評価し論ずる事は、全く無意味であり、むしろ客観性から遠のくばかりと言わざるを得ません。さらに、端的な資料を作成し、その資料についてどのように考え、被監査者の深層に迫る反応を引き出すという監査技法は、決して特別なことではありません。捜査機関のような強制力を持たない内部監査部門が被監査部門と一定の緊張関係を維持し、監査の深度を高める方法としては、内部調査においては一般的技法と言えます。もちろんその前提条件として、監査部門は、職務倫理上の高い守秘義務を負い、被監査部門との信頼関係を基礎とすることで実効性のある監査業務を行うことが可能となります。

ところが、そうした社内の信義則に反し、提案株主が既に内部文書を入手されているとのことです。他の株主の皆様との公平の観点から開示したいところではありますが、他の株主の皆様には内部調査の趣旨を何卒ご理解ください。監査等委員会として、提案株主が社内文書の流出を当社社員に唆す行為をなされたことを、内部情報管理の観点から大変遺憾に考えております。また、仮に内部資料が、易々と社外に流出したことが事実であれば非常に由々しき事態と言えます。

なお、2021年2月19日付当社代表取締役宛提案株主「意見書」（以下「意見書」とします。）では、アンケートの回答が匿名性を欠く点を不適切である理由として挙げられております。実施に際し、匿名性を高める方法を検討いたしましたが、回収率と緊急実施での実現可能性の観点から、今回の方法を採用することと致しました。

多くの社員が顕名にも関わらず真摯に回答し、週末を挟んだ実質2日に満たない回答期限の中での依頼にも関わらず、結果として90.54%の回答率となっております。回答内容の詳細は武内氏の個人評価を含むため申し上げられず、また緊急な実施であったための手続上の不十分さもありましたが、第一の目的であった当社元財務部長武内氏の取締役選任に関し社員の多数が反対である点につき、監査等委員会及び取締役会として意見を形成する一資料として必要十分なものであったと考えております。

【質問事項 8】

監査等委員会が、メールに添付資料を添えた「理由」は何か、具体的に回答ください。

(回答 8)

2021年2月5日(金)13:36に行ったアンケート依頼メール発信の際は、資料は何も添付しておりません。同アンケート回答締切日2月8日(月)10:28にリマインドのためのメール送信の際に参考資料(役員体制比較図1枚)を添付しアンケートへの協力を要請しておりますが、同資料を添えた理由は、全従業員に本件株主提案の内容を具体的にわかりやすく説明し、できる限り多くの意見を回収するためです。

なお、「意見書」で『刺激的な文言』であるため本アンケートに問題がある、との提案株主の意見が述べられておりますが、『刺激的な文言』とは、役員体制比較図とともに添えられた『一般論ですが、現経営陣からの『経営支配権』奪取を目的とした敵対的(俗にいう乗っ取り)提案です。』との一文であろうかと推測致します。

この点、社内向けの文書としてであり、全従業員に株主提案内容をわかりやすく説明する理由であったとはいえ、『(俗にいう乗っ取り)』との主観的な表現を使用した点は、今回のような提案株主による会社内部資料の流出を唆す行為の妥当性は措くとして、アンケート実施者である監査等委員会及び監査室として、やや品位に欠け不快に感じる方々への配慮が不足しておりました。

他方、この一文があったために、同アンケートの第一の目的であった武内氏の取締役選任に関する回答結果にバイアスがかかったという可能性は、同資料添付前の回答数が45であったのに対し、添付後の回答数が22であり、添付前の回答数が多数である点、また、同資料添付の前後を通して武内氏選任に関し具体的かつ詳細に記載された反対理由の多さに鑑みても、無いものと考えております。

ちなみに、監査等委員会は、今回の株主提案は、実質的な事前協議がなされておらず、経営陣(業務執行取締役)としては現任の渡邊取締役のほかは上記武内氏1名のみである一方、監査等委員である取締役3名の交代を提案内容に含めることによって、取締役会の過半数を得ることになるため、筆頭株主様の主観的な意図、提案に至る経過如何に関わらず、一般論では経営支配権の奪取を目的とした敵対的提案である、と言わざるをえないと考えております。

(この点につきましては、質問事項11に対する回答内でより詳しく監査等委員会の意見を説明いたします。)

【質問事項 9】

監査等委員会は、経営改善の一環として従業員に対するモニタリングを行い、取締役会に提言を行っておられると思います。過去に実施したモニタリングについて、その日付と内容を、監査等委員会の議事録や取締役会の議事録に基づいて回答してください。

していないのであれば、していない旨の回答をしてください。

(回答 9)

従業員に対する業務監査については、監査等委員会は監査室の内部監査に依拠しており、毎月定例の監査等委員会にて、監査室の報告を受けて課題の認識、対応の検討などを行っております。2020年度に監査室と討議報告を行った定例の監査等委員会は、2020年1月24日、2月14日、3月13日、4月10日、5月15日、6月12日、7月10日、8月14日、9月11日、10月9日、11月13日、12月11日となります。

また、監査等委員は、監査室と共同で監査を実施しており、2020年度においては、2020年4月28日総務・法務部、5月19日情報技術部、5月21日法務部追加、6月30日財務経理部、7月14日財務・経営企画部門、7月21日研究企画調整室、8月25日創薬研究部門、10月22日テムリック社、10月27日ラクオリア イノベーションズ社の計9回実施しております。取締役会への報告については、監査室からの報告を監査等委員会が受けて、その後に開催される取締役会において指摘すべき重要事項と判断した場合等、積極的に提言を行っております。

【質問事項 10】

監査等委員会は、役職員における各種ハラスメントについて把握し、事案がある場合は、改善と再発防止に務めておられると思います。監査等委員がこれまでにおいて把握しているハラスメントの事案がある場合は、概要と改善内容、再発防止策について、その日付と内容を、監査等委員会の議事録や取締役会の議事録に基づいて回答してください（なお、個別開示が出来ないという場合には、件数と改善の有無でも構いません）。

事案の把握がない場合は、把握していない旨の回答をしてください。

(回答 10)

ハラスメント事案等で軽微な事例を除き、コンプライアンス委員会にて討議されますが、同委員会にて取り上げられたハラスメントの事案がないため、無いと認識しております。

— 後半部分へ続きます —

以上